

視聴覚資料利用規約

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人大分県労働基準協会（以下「協会」という。）が保有するDVD、ビデオテープ等の視聴覚資料（以下「DVD等」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 DVD等を利用できる者は、協会会員（以下「会員」という。）とする。

(貸出し)

第3条 DVD等の貸出しを希望する会員は、所定の手続を執らなければならない。

- 2 1回当たりのDVD等の貸出数は2本まで、貸出期間は10日以内とする。
- 3 会員は、貸出しを希望するDVD等が既に貸し出されている場合、貸出しの予約をすることができる。
- 4 貸出しを受けた会員が、貸出期間を超えて引き続き当該DVD等の貸出しを希望するときは、当該DVD等に前項の規定による予約者がいない場合、1回に限り、貸出期間の延長をすることができる。

(貸出DVD等の返却)

第4条 貸出しを受けた会員は、貸出DVD等を期日までに返却しなければならない。ただし、貸出期間内であっても、協会が特に当該DVD等を必要としたときには、直ちに請求された貸出DVD等を返却しなければならない。

第5条 前条の規定にかかわらず、貸出しを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに貸出DVD等の全部を返却しなければならない。

- (1) 利用者の資格を失ったとき。
- (2) 特別な事由により、期日までに返却できないことが明らかなきとき。

(貸出DVD等の転貸の禁止)

第6条 貸出しを受けた会員は、当該貸出DVD等を他人に貸してはならない。

(遵守事項)

第7条 貸出しを受けた会員は、当該貸出DVD等を破損し、汚損し、紛失してはならない。

- 2 前項の場合において生じた損害については、貸出しを受けた会員が、現物又は損害に相当する金額をもって弁償しなければならない。
- 3 貸出しを受けた会員は、当該貸出DVD等の破損又は汚損を発見したときは、直ちに協会に届け出なければならない。

(督促)

第8条 協会は、貸出DVD等を期日までに返却しない会員に対し、督促を行う。

- 2 督促及び返却に要した費用については、督促を受けた者が負担する。

(貸出しの停止)

第9条 貸出DVD等を期日までに返却しなかった会員は、当該貸出DVD等を返却するまでの間、貸出しを受けることができない。

(免責)

第10条 協会は、貸出DVD等の利用において提供したサービスの遅延若しくは中断により、又は提供した情報に関連して生じた損害に対し、その責任を負わないものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成26年4月1日から施行する。